

お知らせ

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金の猶予・免除証明申請書について

平成31年1月1日からの診療、調剤及び訪問看護については、保険証と一緒にイオン健保から交付された一部負担金の猶予・免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金の支払いを猶予・免除いたします。

なお、一部負担金の猶予・免除の範囲、対象者の要件についての変更はございません。

【問合せ先】

イオン健康保険組合TEL：043-212-6048

【一部負担金の猶予・免除証明申請書ダウンロード】

<http://aeonkenpo.or.jp/pdf/39.pdf>

以上